

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
(医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業) 交付要綱

(目的)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 この補助金は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号別紙。以下「国実施要綱」という。) 3. (19)医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業を交付の対象とする。

。

2 この補助金の対象事業者は、別表の第2欄に定める者とする。

(交付額の算定方法等)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

2 知事は、補助事業者が交付決定の前に行った事業に要する経費のうち、知事が適正と認めるものは補助金の対象とすることができる。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 概算交付申請(申請日以降に支出が見込まれる費用も合わせて、概算払での交付を希望する場合) 知事が別途定める方法

(2) 精算交付申請(支出済みの費用について申請する場合) 様式第2号による交付申請書兼実績報告書に領収書等を添付のうえ、知事へ提出する

(交付決定)

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を得なければならない。

- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (9) この補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（概算交付申請の手続）

第7条 知事は、第4条第1号の概算交付申請を行った者に対して交付決定を行った場合は、速やかに概算払によりこの補助金を交付するものとする。

- 2 第4条第1号の概算交付申請を行った者は、事業完了後1か月以内（前条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに様式第3号を知事が別途定める方法により提出して事業実績報告を行わなければならない。
- 3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

（精算交付申請の手続）

第8条 知事は、第4条第2号の精算交付申請を行った者に対して交付を決定し、交付すべき補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（県内中小企業への配慮）

第9条 この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則（令和2年7月20日医第779号・薬第667号）

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 事業区分	2 対象事業者	3 基準額	4 対象経費
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	<p>次の①に該当する島根県内の医療機関（国実施要綱3(18)の新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業の対象事業者を除く。）</p> <p>①病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）（保険医療機関に限る。）</p> <p>②薬局（保険薬局に限る。）</p> <p>③訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）</p> <p>④助産所</p>	<p>・病院 2,000,000円 +50,000円×病床数</p> <p>・有床診療所（医科・歯科） 2,000,000円</p> <p>・無床診療所（医科・歯科） 1,000,000円</p> <p>・薬局、訪問看護ステーション及び薬局 700,000円</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

備考 この表における病床数は、令和2年4月1日時点（増床や新規開院をしている場合は、申請日時点）における一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計とする。